（地方税法等の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の五十二第二項第一号及び附則第三十二条第一号

二　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十三号及び第六十五条の四第一項第二十三号

三　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第二項

四　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十二条第一項第六号

五　地価税法（平成三年法律第六十九号）別表第一第一号ハ

六　環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十一条第二項第三号

七　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十二条（見出しを含む。）

八　地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第六項第六号及び第七項第二号、第九条（見出しを含む。）並びに第十二条第二項第三号

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第二十一条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号及び第十条第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第十条の二第一項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二条第五項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第九項」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第二十二条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「同法別表第七号」を「同号」に改め、同条第二項及び第三項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第七号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正）

第二十三条　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

第四条第二項第四号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「第二条第三項」を「第二条第七項」に改め、同項第五号中「防護柵」を「防護柵」に改め、同条第三項中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同条第四項中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「（特定鳥獣保護管理計画」を「（第一種特定鳥獣保護計画」に、「特定鳥獣保護管理計画を」を「第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を」に、「特定鳥獣保護管理計画）」を「第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画）」に改め、同条第七項中「の保護」の下に「又は管理」を加える。

第六条（見出しを含む。）中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

第七条の見出しを「（特定希少鳥獣管理計画又は第二種特定鳥獣管理計画の作成又は変更）」に改め、同条中「都道府県知事」を「環境大臣又は都道府県の区域内における」に改め、「当該都道府県の区域内における」を削り、「特定鳥獣保護管理計画」を「特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画」に改める。

第七条の二の見出し及び同条第一項中「都道府県知事」を「環境大臣又は都道府県知事」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「環境大臣又は都道府県知事」に、「特定鳥獣保護管理計画」を「特定希少鳥獣管理計画若しくは第二種特定鳥獣管理計画」に、「その実施」を「これらの実施」に改め、「当該都道府県の区域内における」を削る。

第九条第六項中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「第五十五条第一項の」を「第五十五条第二項に規定する」に改める。

第十一条第二項中「及び」の下に「管理並びに」を加え、同条第三項中「保護」の下に「又は管理」を加える。

（環境省設置法の一部改正）

第二十四条　環境省設置法（平成十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「及び」の下に「管理並びに」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

児童福祉法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十七号

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　療育の指導等（第十九条―第二十一条の五）」を「第一節　療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九条―第二十一条の二）
第二節　小児慢性特定疾病医療機関（第十九条の三―第十九条の二十二）
第三節　指定小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十三）
第四款　雑則（第二十一条の四・第二十一条の五）」に改める。

第六条中「保護者とは」の下に「、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き」を加える。

第六条の二第三項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同条を第六条の二の二とする。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二　この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。